

エビデンスに基づく教育の要求との民主的対話 —社会の進化にエビデンスは必要か?—

Democratic dialogue with the demands of Evidence-Based Education: Do we need evidence for social evolution?

桐 村 豪 文*

Takafumi KIRIMURA*

要 旨

本稿では、教育政策の正当性を裏付けるために求める「エビデンスに基づく教育 (Evidence-Based Education: EBE)」の要求について、正義の観点からその正しさに疑義を呈した。

EBEの要求には、それに反対する声が相対する。しかし両者はしばしば対話すること自体が困難であり、政治闘争に近い状況である。そこで本稿では、両者間の通約可能性を探るべく、デリダの提起する来るべき民主主義＝脱構築の概念に期待を寄せ、その探究を行った。探究の結果、① EBEの要求の根底には、科学的／非科学的（臨床的）、量的／質的、因果論的／非因果論的、普遍的／特殊的といった階層秩序の二項対立が伏在するという事、②カートライトとハーディによる議論は、それら階層秩序の二項対立を脱構築するものであり、③ゆえに、それら階層秩序の二項対立に依拠する EBEの要求は正しさを維持できないということが示された。

キーワード：エビデンスに基づく教育、正義、来るべき民主主義、脱構築、因果関係、INUS条件

はじめに

昨今、「エビデンスに基づく政策立案 (Evidence Based Policy Making: EBPM)」が教育界において重要なキーワードの一つとなっている。教育政策や教育実践に対して「エビデンスに基づくこと」を要求し、それによってより確かにターゲットとする成果を効果的に上げることを期待するのである。しかしこの動きを我々は手放して称揚するわけにはいかない。

例えばピースタ (Gert J. J. Biesta) は、教育にエビデンスという考えは馴染まないという。曰く、教育は本来、非因果論的な相互作用のプロセスであるから、エビデンスに含意される因果論は、教育の分野には適さない。教育に必要とされるのは因果論などではなく専門職による判断である。もし因果論を重視する「エビデンスに基づく教育 (Evidence-Based Education: EBE)」の要求に従えば、専門職による「判断する機会をひどく制限する」ことになるため、決して受け入れられないのである。

教育研究と教育実践が意思疎通を図り相互に作用する方法 (略) を改善する余地があると私はまさに考えているのだが、現在のところ提示され促進されているようなエビデンスに基づいた実践が、この問題に向き合うために最も適切な基盤を提供するという事には私は納得できない。(略) そこでは、彼らは、たとえば何が「効果的」であるとみなされるかは何が教育的に望ましかのかについての判断に決定的に依存するという事を忘れている。実践サイドでは、エビデンスに基づいた教育は、教育実践家が、彼ら自身の文脈化された環境に鋭敏になり、かつその環境に関連する方法で判断をする機会をひどく制限する。「何がうまくいくのか」への焦点化は、それが何のためにうまくいくべきなのか、そして後者〔何のために〕を決定するときに誰がもの言うべきなのかを問うことを、不可能ではないにしても、困難にする。

(ガート・ピースタ『よい教育とはなにか 倫理・政治・民主主義』白澤社、2016年、51-52頁。)

* 弘前大学教育学部学校教育講座

* Department of School Education, Faculty of Education, Hirosaki University

しかしこの主張に対しては、今井康雄が次のように批判する。「EBEの主張は教師の判断の自由空間を狭めるかもしれない。しかし、教師の自由裁量の余地を確保することが教育の最終目的なのではあるまい。(略) EBE批判は、悪くすれば、学校や教師の旧態依然の権威を擁護する議論になってしまう恐れがある」(今井康雄「教育にとってエビデンスとは何か－エビデンス批判をこえて」『教育学研究』82(2)、2015年、192頁)。EBEの要求を拒絶するだけでは、旧来の閉鎖的な専門職像を擁護するに留まるのである。真に確保すべきは、今井曰く、教育の「望ましさ」なのである。

本稿も今井と同様、EBEの要求と建設的に向き合うため、正義論の観点から考察を行いたいと思う。とりわけ着目するのは、エビデンスの活用場面である。ともすれば教師の専門性と軋轢を生む可能性のあるエビデンスの活用場面に着目し、そこであるべき探究の方向性について考えたい。なお、議論の材料として米国の政策を用いる。

1. エビデンスに基づく教育(Evidence-Based Education: EBE)の要求をめぐる対立

スラヴィン(Robert E. Slavin)によれば、連邦教育補助金が有効性にかかわるエビデンスと直接結び付けられたのは1997年の包括的学校改善研究(Comprehensive School Reform Demonstration)補助事業が歴史上初めてであるという。その後、2002年にどの子も置き去りにしない法(No Child Left Behind Act of 2001)が成立し、それまでにないほど強力に「エビデンスに基づくこと」が要求された。また同年には、教育科学改革法(Education Sciences Reform Act of 2002)が制定され、教育科学研究機構(Institute of Education Sciences)が創設され、その中に教育エビデンス情報センター(What Works Clearinghouse: WWC)が設置された。

以降、米国の政策では一貫して、教育政策や教育実践に対してエビデンスに基づくことが要求され、さらにその「エビデンス」には厳格な科学的基準が定められている。そこではランダム化比較試験(randomized controlled trials: RCT)が最良の方法として重宝され、米国政府が2003年に出したガイドによれば、準実験法(quasi-experimental studies)では得られない「何が有効かの最後の裁定者(final arbiter)」という資格を与えられるのである。準実験法は、有効性に関

して可能性のある仮説を打ち立てるが、最終的にその検証を為し、結論を導き出すことができるのはRCTのみだというのである。

よく調和された群間比較研究は、医学やその他分野と同様、教育の分野でも、介入の有効性について「まあまあ」のエビデンスを証明し、それによってランダム化比較試験の中で確かめるに値する仮説を産み出すという点で、価値ある役割を果たしうると考える。ただしそのエビデンスは、最もよく調和された群間比較研究でさえ、何が有効かの最後の裁定者として活用すること、あるいは効果の強さに対する信頼できる指針として活用することに対しては注意を要する。

(Coalition for Evidence-Based Policy, Identifying and Implementing Educational Practices Supported By Rigorous Evidence: A User Friendly Guide, Washington, DC: National Center for Education Evaluation and Regional Assistance, Institute of Education Sciences, U.S. Department of Education, 2003, p.4.)

そして「最後の裁定者」という言葉から示唆されるように、教育実践におけるエビデンスの活用場面においては、教育者には、有効性が実証された通りに政策やプログラムを実施することが求められるのである。そうでなければ、実証された通りに有効性は再現できないからである。

IV あなたの学校またはクラスでエビデンスに基づく介入を実施する際、考慮すべき重要な要因

A エビデンスに基づく介入があなたの学校またはクラスにおいて肯定的効果をもたらすかどうかは、細部にわたりその実施に対してあなたがきっちりと忠実であることに決定的にかかっているだろう。

(Coalition for Evidence-Based Policy, Identifying and Implementing Educational Practices Supported By Rigorous Evidence: A User Friendly Guide, Washington, DC: National Center for Education Evaluation and Regional Assistance, Institute of Education Sciences, U.S. Department of Education, 2003, p.13.)

このような要求を前にすれば、ビースタによる「教師の判断の自由空間」を守ろうとする批判には一理

あるように思われる。だが、本稿で考えたいのは、EBEの要求にはどういった観点が足りていないか、ということではなく、その要求自体にどのような問題が孕んでいるかということである。教師の自由裁量という“外”の視点を付け加えるだけでは、“内”と“外”の間での単なるヘゲモニーの争奪戦に終始し、決してエビデンス言説の内的安定性に決定的な揺らぎを与えることはない。少なくとも、双方の間に建設的な対話の糸口を見出すためには、まずは、互いの内的安定性を支える暗黙的前提（様々な信念）に目を向け、そこにおいて通約可能性を探る必要がある。本稿で着眼する正義の理念や因果関係といった概念は、まさにそれである。

ちなみに、興味深いことに最近では、上に見たような非寛容で硬直的なエビデンスの要求の様子が変化しつつある。2002年から5年間、WWCの運営に携わった米国研究機構（American Institutes of Research: AIR）は、今年に発行したアクションガイド“Selecting Evidence-Based Practices for Low-Performing Schools”で、以前はあれほどまでにエビデンスの基準に厳格であったものが、「エビデンスの基準は、エビデンスに基づく実践の選択過程の一つのピースにすぎない」（p.1）というのである。代わりに「リーダーは、学区や学校に本当に合う実践を選択しなければならない。そのためには、コストやローカルな文化といった要因を考慮し、そうでなければ、その実践は脆弱にしかな実践されないか、意図した結果を上げることもできないだろう」（p.10）という。つまり、自らに適切な実践やプログラムを選択する際には、ただエビデンスを正しいものとして受け入れるのではなく、そこで自らに固有なローカルな諸要素にも配慮しなければならないということである。

ただし、こうした譲歩があってもなお、ピースタのように教師の専門性を盾にEBEを拒絶する立場からすれば、EBEの要求に対する否定的感情は拭えないだろう。なぜならば、有効性（因果関係）のエビデンスは、その科学性ゆえに普遍的に成り立つという信念が根強く存在するからである。ローカル性への配慮の必要性の指摘は、その信念に比すればほんの僅かな抵抗に過ぎない。根本的追究には至っていないのである。

ではいったい、EBEの要求にはいかなる問題が孕んでいるのだろうか。一方では、厳格な科学的アプローチによって期待される結果がより確かにもたらされるのだから、EBEの要求は称賛されるべきだとい

う意見がある。他方では、それによって教師の判断の自由空間が制限されることから、あるいは科学に対する素朴な反応として、否定的態度をとる立場もある。社会が理想の姿に向かう上で、教育界に有効性（何がうまく働くか）に関するエビデンスに基づくことを要求することは、果たして必要なことなのだろうか、あるいは意味のあることなのだろうか。

そこで、まずは双方の間の対話を可能にするため（通約可能性を探るため）、正義に関する議論を導入する。以下では、ロールズらの正義論を批判的に踏まえた上で、デリダの提示する正義の議論を通して、決して脱構築できない理念（いかなる立場にあっても共有されるべき信念）を明らかにする。

2. 第一に社会進化論として解されるべき正義論

川本隆史によれば、「《正義》とは、大まかには〈人間の行為や制度の正・不正の評価基準〉のことだ」（川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』創文社、1995年、7頁）という。ロールズ（John Rawls）の場合、『正義論』で彼が探究したのは、「秩序だった社会を統制しうる正義の諸原理の検討」（ジョン・ロールズ『正義論』紀伊國屋書店、2010年、12頁）であった。「正義を〈社会の理想〉の一部にあたるものと性格づけ」（15頁）た上で、社会の基礎構造（主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した相対的利益の分割を決定する方式）の正・不正を評価する基準を提供しようとしたのである。

ここで第一に指摘したいことは、正義論は社会に関する理論であり、社会を枠組みとするということである。

よく知られているように、ロールズは、善（good）とは独立に存在する正（right）として正義の二原理（第一原理「基本的諸自由の平等」と第二原理「できる限りの社会的・経済的な平等」）を提示した。リベラリズムの立場では、個々人が望む“善き”生き方は多様であってよい一方で、社会が理想に適う姿であるためには、その“正しさ”を測る一定の基準を必要とするのである。そして、前者（善）は具体的で特殊であるのに対し、後者（正）は抽象的で普遍的であるとされる。ロールズの他にも例えば、セン（Amartya Sen）の可能能力（capability）の考えを深化させ、特定の可能能力の閾値（それ以下では人間らしさを失ってしまう境界）の保障を試みたヌスバウム（Martha C. Nussbaum）もそうである。ヌスバウムは、ロールズ

とは異なり、「可能能力アプローチはカント的な仕方では正と善を分離せず、むしろより豊かで道徳化された善の説明を携えるものだとすることを認めるならば、その考えは正しい」（マーサ・C. ヌスバウム『正義のフロンティア 障害者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局、2012年、188頁）とした上で、「人間の中心的な機能的ケイパビリティ」のリストを提示した（生命、身体健康、身体不可侵性、感覚・想像力・思考力、感情、実践理性、連帯、他の種との共生、遊び、自分の環境のコントロール）。そしてこのリストは、普遍的なものであるという。「さまざまな時代と場所から寄せられる神話や物語の共通性、人間であるかとはどういうことかを友人や見知らぬ人に説明するさいの物語の共通性に基づき作成されたこのリストは、その人間に関する物語の共通性から、普遍的妥当性を主張する。「人間として豊かに生きることへのある種の基本的な希求は、具体的な選択や希求は文脈によって形成されるにせよ、階級や文脈を越えて普遍的である」（マーサ・C. ヌスバウム『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』岩波書店、2005年、37頁）。

私がつぎに試みるのは、10の可能能力のリストを、尊厳のある人生の中心的な要求事項として正当化することである。ここでもロールズの諸原理と同様、政治原理は尊厳という抽象的な観念に輪郭と内容を与えるものである。これらの10の可能能力は一般的な諸目標として想定されており、問題とされる社会が理想とする基本的権原の説明に取り組むにつれ、それらの可能能力はさらに特定化される。だが10の可能能力のすべてが、何らかの形で、社会正義に関する最小限の説明において不可欠の要素だと考えられている。つまり、これらをあらゆる市民に何らかの適切な閾値レベルで保障しない社会は、富裕さの水準にかかわらず、十全に正義にかなった社会だとは言えないのである。また、実践面では一時的な優先順位が定められなければならないだろうが、これら可能能力は相互支援的でかつすべてが社会正義に重要な関連性を有していると理解されている。

（マーサ・C. ヌスバウム『正義のフロンティア 障害者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局、2012年、89頁）

重要なことは、〈社会の理想〉の探究のため、それぞれの社会の状態の正・不正を評価する基準として、

こうした普遍的な基準が必要とされるのである。換言すれば、Aの社会とBの社会のどちらがより良い社会であるかを評価する基準として正義の原理が存在するのである。なお、コミュニタリアニズムの立場では、「正の優先に異論を唱える者は、正義は善に相関的であり、それから独立していないと論じる」（マイケル・サンデル『リベラリズムと正義の限界』勁草書房、2009年、214頁）ため、AとBのどちらがより良い社会であるかを比較考量することはできない。多様に善があるだけ多様に正義は存在するのである。（ただし、サンデルは少し異なる立場をとっている。）

近年、政治哲学者のあいだで盛んに交わされている「リベラールコミュニタリアン」論争（略）ときにこの論争は、個人の自由を尊ぶ人びとと、コミュニティの価値観や多数派の意志が常に優先すべきだと考える人びとの議論、普遍的な人権を信じる人びとと、さまざまな文化や伝統を特徴づける価値観を批判したり判断したりする方法はないと主張する人びとの議論という形をとる。

（マイケル・サンデル『公共哲学 政治における道徳を考える』筑摩書房、2011年、372頁）

つまり、リベラリズムの立場において正義論とは、より良い社会とはどういう社会であるかを思考し、さらにそうした社会を実現するためにはいかなる条件が必要であるかを探究するものである。これは別言すれば、社会進化論と言い表せよう。社会の進化（もちろんマイナスの進化も含む）に働く諸条件（正義の原理）を探究する理論が正義論なのである。（実際、進化生物学では、自然界だけでなく技術の進歩や経済の発展といったものについて、進化論のアプローチから、その多くの特徴を説明することができるという。（スチュアート・カウフマン『自己組織化と進化の論理—宇宙を貫く複雑系の法則』筑摩書房、2008年））

このように言い換えたのには理由がある。というのも、ロールズをはじめ多くの論者は、正義の探究のすぐ先に、国家責任論を据えてしまうからである。例えばロールズは、センも批判するように、契約論的アプローチに立って、法制度に社会的救済の役割と責任を求めてしまう。ドゥオーキンも然りである。その手段が社会的根本財であれ資源であれ、正義の諸原理を実現するため、国家にその第一義的責任を無条件に付与するのである。しかしながら、先述のとおり、正義論は社会の理論である。国家はその社会の一部（だが、

重要な一部)を担うエージェントに過ぎない。瀧川もロールズへの批判として「正義を実現する自然義務を正当化できたとしても、正義の国家を実現する自然義務を正当化することは別の課題として残る。この批判に応えるためには、なぜ国家なのかという問いに答える必要がある」(瀧川裕英『国家の哲学—政治的責務から地球共和国へ』東京大学出版会、2017年、262頁)という。したがって正義論を思考する上では、その重要性はあるにしても、まずは国家を括弧に入れておかなければならない。

正義論は、第一に社会の動的過程の中で探究されるべきであり、その探究の答えを法制度という一点に還元させてはならない。社会の動的過程の中で、その進化可能性を規定する諸条件を明らかにすることが第一であり、その責任の分配については副次的問題である。したがって正義の原理は、他者と他者が織りなす複雑な動的過程に目を向け、そこで他者の生に対していかなる他者として向き合わなければならないか、他者と他者がいかなる呼応する関係になければならないか、といった一般化された他者論の中で探究されなければならない(社会を動的に捉えると、それは単に数多の「私」から成る集合体ではなく、他者と他者が織りなす複雑な動的過程と捉える必要がある)。デリダ(Jacques Derrida)は、まさにこうした観点から、正義に関するまったく新しい視座を提供してくれる。

3. 正義＝来るべき民主主義＝脱構築

形而上学は、プラトン以後2000年に及ぶ西洋哲学、西洋文明の歴史を規定するものだが、そこで生産される言説では、価値的に序列づけられ、しばしば正負の関係にある対概念によって支配されている。内部／外部、自己／他者、同一性／差異、本質／見かけ、起源／反復、真理／虚偽、善／悪、生／死、精神／物質(身体)、知性的／感性的、時間的／空間的、固有／疎遠、自然／技術(文化、文明)、人間／動物、男／女、西洋／東洋、現実／虚構、まじめ／不まじめ、哲学／文学、意味／記号、パロール／エクリチュールなどがそれである(高橋哲哉『デリダ—脱構築』講談社、2003年、310頁)。デリダは、こうした階層秩序の二項対立は、決して完全には確立しえないということ、というも外部は最初からすでに内部に存在し、それゆえ内部／外部の境界線は本来的に決定不可能であり、可変的、流動的、不安定なものであるということ暴露することによって、既成の価値序列とは別の関係の可能性を開こうとした。脱構築的読解は、あらゆるテ

クストの中に宿る二項対立を暴露し、そして我々の思考を縛るあらゆる階層秩序の二項対立の価値概念が、決定不可能性の暴力的抹消の上に成り立っていることを明らかにしたのである。

しかしデリダは、すべてを破壊し無に帰着させたわけではない。脱構築できないものがあるからである。それを、彼は正義と呼ぶ。正義は脱構築できない。「正義それ自体はというと、もしそのようなものが現実存在するならば、法／権利の外または法／権利のなかにあり、そのために脱構築しえない」(ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、2011年、34頁)。そしてデリダは「脱構築は正義である」と言い、またそれを「来るべき民主主義」とも言い換えている。

さて、一切の脱構築にとっても還元不可能であり続けるもの、脱構築の可能性そのものと同じく脱構築不可能のままであり続けるもの、それはもしかすると、解放の約束をめぐる或る経験かもしれない。それはもしかすると、構造的メシアニズムの形式性でさえあるかもしれず、宗教なきメシアニズム、メシアニズムでさえない(メシア的なもの)、正義の観念—われわれはこれを、つねに法律＝権利や人権からさえ区別している—、民主主義の観念—われわれはこれを、現在の民主主義概念および今日規定されている民主主義の諸賓辞から区別している—であるかもしれない。

(ジャック・デリダ『マルクスの亡霊たち—負債状況＝国家、喪の作業、新しいインターナショナル』藤原書店、2007年、139頁。)

脱構築された(あるいは脱構築可能な)概念のうちに、われわれを終わりなく方向づけるために、何がおも残るのか、あるいは抵抗するのか? 脱構築を開始するだけでなく、この古名を保持するようわれわれに命ずるために? なおも、来るべきある民主主義の名において脱構築するよう命ずるために?

(ジャック・デリダ『友愛のポリティックス I』みすず書房、2003年、170頁。)

正義は、脱構築不可能である。それに対し、法／権利は本質的に脱構築可能である。それは、法はその成立の構造そのものの内に、みずから正当化することのできない暴力を含んでいるからである。「法

／権利は力や権力や暴力と呼ばれているものより
内的でより複雑な関係を保つ」

(ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、
2011年、30頁)。

法／権利は本質的に脱構築可能である。法／権利が基礎づけられているから、つまり解釈し変革することの可能なさまざまなテキスト層をもとにして構築されているからという理由で(略)。さもなければ、法／権利の最後の基礎が定義によって基礎づけられていないという理由で。法／権利が脱構築可能であるということは、不幸なことではない。そもそも政治が歴史的進歩をもたらすことのできるチャンスはそこにあるとみることさえできる。しかし、議論していただきたいと私の思うパラドクスは次のとおりである。すなわち、法／権利の、または(略)法／権利としての正義の、この脱構築可能な構造こそが脱構築の可能性の保証者にもなっている。正義それ自体はというと、もしそのようなものが現実に存在するならば、法／権利の外または法／権利のかなたにあり、そのために脱構築しえない。脱構築そのものについても、もしそのようなものが現実に存在するならば、これと同じく脱構築しえない。脱構築は正義である。法／権利(当然私は、それを一貫した仕方で正義から区別しようとする)が、協約と自然との対立をはみ出したある意味において構築可能であるというたぶんこの理由で、また法／権利がこの対立をはみ出すというたぶんこの限りで、法／権利は構築可能である—したがって脱構築可能である。そればかりか、この理由でまたこの限りにおいて、法／権利が脱構築を可能にするのだ。あるいは少なくとも、法／権利上のさまざまな問いや法／権利に関するさまざまな問いに根本のところではいつも取り組んでいる、ある種の脱構築の行使を可能にするのだ。

(ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、
2011年、34頁)。

正義は、待ち望むという地平とは無縁である(統制を待ち望むのであれ、メシアを待ち望むのであれ)。しかしまさしくこのために、正義には何らかの未来があるのだ。この未来とはまさしくこれからやって来るということであり、これからやって来るということは将来と厳密に区別する必要がある。将来には開かれた部分がなくなっている。開かれた部

分とはつまり、他者(これからやって来るもの)がやって来ることであり、他者がやって来ることなしには正義はないのである。そしてまた将来は、現在を常に再現することができる。すなわち将来は、将来の現在として、現在を修正した形式によって自分を知らしめ、あるいは自分を現前させる。正義は、これからやって来るという状態のままにある。つまりそれは、これからやって来るをもち、これからやって来るということである。それは、これから否応なくやって来るさまざまな出来事からなる次元そのものを開いて見せてくれる。正義は常にそれを、つまりこのこれからやって来るということをもつであろうし、常にそれをすでにもっているであろう。たぶん、まさしくこの理由によって正義は、単なる法的または政治的な一概念にとどまるのでない限り、未来において、法／権利や政治を変革したり改造したり基礎づけ直したりするための道を切り開く。

(ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、
2011年、70-71頁)。

正義は、法／権利のかなたにあり、そのために脱構築しえない。それは、来るべきものであり、これからやって来るという状態のままにある。しかしそれは、ただ待ち望むようなユートピアなどではなく、約束の概念としての民主主義の名のもとに、「私は、未来を開くか未来を開かれたままにし」、そして「それは今ここで起こること」(ジャック・デリダ「脱構築とプラグマティズムについての考察」シャンタル・ムフ編『脱構築とプラグマティズム—来たるべき民主主義』法政大学出版局、2013年、159頁)として、脱構築の運動を続けなければならないのである。その運動とは、(1)他者を前にしての無限の責任／応答可能性、そして(2)「私」の決定を規制する責任／応答可能性である(ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、2011年、46-49頁)。

デリダはレヴィナス(Emmanuel Lévinas)に倣い、責任を応答可能性という原義から考える。それは他者に対する応答の可能性である。そしてこの応答は、解釈という形をとる。脱構築的読解はまさにそれを体現したものである。脱構築的読解とは、極度に注意深い読みによって、抹消された「他者」の痕跡(外へと放逐され、不在となっていた決定不可能性)を読み解くことである。解釈という形で他者に応答することが、暴力を回避する唯一の方策であり、この責任を脱構築

は引き受けているのである。そして、その上で決定を下す瞬間。それは必ず暴力を孕んでいるが、それを引き受けることが決定を責任あるものにする。決定不可能性を前に、「私」は苦悶を掻き立てられ、宙吊りの時間に陥る。しかしその時間はまた「法制＝政治的な変革やさらには革命が起こる空白の間を開く」(ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、2011年、49頁)。決定不可能性の決定というパラドクスを引き受け、決定する瞬間は、まさに他者に応答しているのである。

ここでとりあえず結論づけるために言えば、次のような形をとるだろう。すなわち、民主主義を、なお民主主義という古い名前を残しているものを、これらすべての友愛の形象(哲学的かつ宗教的)が、兄弟愛についてすなわち男性中心化された家族や民族について民主主義に命じていることを、民主主義から根絶しつつ考え、機能させることは可能か？ 民主的理性や単なる理性(略)についてのある種の正確な記憶を受け入れつつ、おそらくもはや基礎づけることが問題ではない以上、基礎づけるのではなく、未来に開く、あるいはむしろある種の民主主義の「到来」に対して開くことは可能か？

というのも、民主主義はまだ来るべきものであり、そこにこそ民主主義が残存するかぎりでの本質があるからである。すなわち、単に民主主義が、無限に改良しうるものにとどまり、したがってつねに不十分で未来のものにとどまるということではなく、約束の時間に属するものであるがゆえに、つねに未来のそれぞれの時間において来るべきものにとどまるということである。すなわち、民主主義が存在するときでさえ、民主主義はけっして実在しておらず、提示されることはけっしてなく、提示不可能な概念というテーマにとどまる。われわれが同質兄弟的で男根ロゴス中心的な図式を越えて考えようとしてきた友愛に対する侮辱では、もはやないような、なんらかの民主主義の「到来」に対して開くことは可能か？ (ジャック・デリダ『友愛のポリティックス II』みすず書房、2003年、172頁。)

リベラルな民主主義の樹立をめぐる失敗という尺度で測るならば、事実と民主主義の理念的本質とのあいだの隔たりは、単に神権政治や軍事独裁といった原始的と言われる統治形態ばかりに現われるので

はないと示すことはあまりにも容易だろう(略)。ところがこの失敗と隔たりは、アプリアリに、しかも定義からして、西洋民主主義と呼ばれるうちで最も古く安定したものも含む、ありとあらゆる民主主義も特徴づけているのである。ここで問題になっているのは、このような間隙(隔たり、失敗、不一致、脱節、調整不全、out of jointであること)のなかでしか現れることのできない約束の概念としての民主主義そのものなのだ。だからこそわれわれは、つねに来たるべき民主主義について語ろうと提案しているのである。それは、将来の民主主義、すなわち将来の現在における民主主義でもなく、カント的な意味での規制的観念もしくはユートピアでさえない一少なくとも、それらの到達不可能性がいまだに将来における現在という時間形態、生き生きとした現在の将来的様態という時間形態をとどめている限りにおいて、そうではないのである。

古典的形態を持った規制的理念の彼方にさえ位置する来たるべき民主主義の理念、これをまだ理念と呼べるならば、この理念はすなわち、十全たる現前の形態においてはけっして現前しない当のものを到来させるよう指図する、賭けられた厳命の出来事としての民主主義の「理念」である。そしてそれは、一方では無限の約束と、他方ではこの約束を満たそうとするものの限定された諸形態、必要でありながらも必然的に妥当することのない諸形態とのあいだの、隔たりの開口である(略)。

(ジャック・デリダ『マルクスの亡霊たち一負債状況＝国家、喪の作業、新しいインターナショナル』藤原書店、2007年、149-150頁。)

こうしてデリダは、正義を、法制度のように静的に現前するものとして捉えるのではなく、むしろそうした静的なものに動性(可変性、流動性、不安定性)を与える運動として、あるいは、それを駆り立てる「他者」の訴えかけとそれに対する無限の責任／応答可能性が今ここで起こる動性に正義の存在を見るのである。「脱構築におのれの力や運動や動機づけを発見させるのは、この常に満たされることのない訴えかけにおいてほかにはないであろうからだ。この訴えかけは、さまざまな特定の文脈のもとで正義や正義の可能性と名づけられるものもつ、さまざまな特定の規定の上をいく訴えかけなのである。」(ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、2011年、49頁)

4. EBEの要求に内在する決定不可能性—因果関係の脱構築

ここに至り、正義を、来るべき民主主義の名のもとに脱構築という運動に求め、あらゆるテキストに内在する決定不可能性に無限の責任／応答可能性を引き受けるものとして理解された。これをデリダは「使命」だといひ（ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、2011年、46頁）、つまり決して脱構築できない、いかなる立場にあっても引き受けるべき理念、それが正義なのである。我々はこの理念を引き受けることで、辛うじて通約可能性を探ることができる。そして以下では、EBEの要求をめぐる価値の対立において、通約不可能性（incommensurability）の問題から「何でもあり」の相対主義に陥らないよう、また権力をめぐる政治の物語に還元されないよう、そして双方の間の対話が可能となるよう、脱構築的読解を試みたい。とりわけEBEの要求の言説にはいかなる決定不可能性が本来的に孕んでいるのか、この問いについて探究したい。

EBEの要求の根底に潜む階層秩序的二項対立は、次のようなものであろう。科学的／非科学的（臨床的）、量的／質的、因果論的／非因果論的、普遍的／特殊的。冒頭に見た米国のエビデンス政策では、より顕著に、前者を優位に、後者を劣位に置くこと（あるいは外へ放逐していること）がその特徴として認められよう。

しかしこれら一連の階層秩序的二項対立に対しては、すでに至る所でその疑義が呈されている。例えば、科学技術社会論の分野では、科学的事実の普遍的妥当性への疑義から、ローカルな知（local knowledge）への配慮の必要性が指摘されている（藤垣裕子『専門知と公共性—科学技術社会論の構築へ向けて』東京大学出版会、2003年）。先に示した米国研究機構によるアクションガイドで、エビデンスに基づく実践を選択する際、エビデンスの基準に従うのと同時に、自らのローカルな文化にも配慮すべきことが述べられていた。これもまた、科学的／臨床的、普遍的／特殊的といった二項対立において、その正しさに疑義が呈され、それゆえに不安定なものとなる危機を乗り越えるため、二項間の融和を図るよう、それまで劣位に置かれ、外に放逐されていた価値に再び注意を払ったものである。あるいは、ハウ（Kenneth Howe）は、エビデンスを産出する方法論として量

的／質的の階層秩序的二項対立に疑義を呈し、その結果、二項間の関係を逆転させた民主的教育研究（democratic educational research）という枠組みを提示している（Howe, K.R., *Closing Methodological Divides: Toward Democratic Educational Research*, Springer; 2003）。

しかしこれらの議論はすべて、なおも一連の二項対立を前提としており、それ自体に決定的な揺らぎ（可変性、流動性、不安定性）を与えるものではない。善しとする価値に潜む二項対立（量的／質的、科学的事実／ローカルな知）を露見させることの重要性はさることながら、と同時に、そもそもこの二項対立が絶対的ではないこと、というのも優位を与えられ内部に安住することが許されてきた価値には、実はその内部にすでに外部（雑音）が入り込んでいて、それを完全に除去することはできないからだ、という事実を露見させることがより重要である。つまり、対立よりも前にすでに通約可能性を含んでいるということである（外部が入り込んでいるため）。

そしてEBEの要求をめぐる対立の問題に話を戻せば、双方の間に通約可能性を見出すため、次に為すべきことはEBEの要求を支える階層秩序的二項対立に関して脱構築的読解を行うことである。幸いなことに、その筋道はすでに示されており、それがカートライト（Nancy Cartwright）とハーディ（Jeremy Hardie）による議論である。その議論の内容については、桐村（2019）においてすでに説明されているため、ここではその大要を示す。

カートライトとハーディはその議論の冒頭、まずRCTの結果に基づいて実行された政策の失敗を例示する（その一つが、テネシー州で実施されたSTARプロジェクトの結果を受けて、カリフォルニア州が少人数学級政策を実施したが、望んだ結果が得られなかったというもの）。RCTとは、エビデンス政策において「何が有効かの最後の裁定者」とまで言われるものである。それが、現実には政策の失敗を導いてしまったのである。問題は、なぜそうした事態が起こったのか、である。

カートライトとハーディは、『「そこでうまくいった（it worked there）」から『「ここでうまくいく（it will work here）」への飛躍はいかにして可能か』という問いを立て、活用のためのエビデンス論（theory of evidence for use）を展開する。そこで重要な鍵を握るのが、因果関係の概念である。

科学的探究においては、普遍的事実が導かれること

が期待される。しかし実は、その期待通りに結論が得られるには、いくつもの条件が必要である。その事実を暴くのが、INUS条件なる概念である。INUS条件とは、因果関係とは？という問いに対する一つの答えである。それは、原因の一部として十分ではないが必要であり、その原因を一部に含む条件は、結果に対して必要ではないが十分である (Insufficient but Necessary part of an Unnecessary but Sufficient) という関係を表す略語である。この概念が意味するところは二つである。一つは、“Insufficient but Necessary part” の箇所。すなわち、政策は、ほとんどの場合、結果に対する条件としてそれ自体で十分ではない。政策が結果に対して寄与することを確実にするためには、それを支えるサポートチームが必要である。政策は、共に作動する原因チームの一部にすぎず、チーム全体として結果に寄与する。政策が因果的役割 (causal role) を果たすためには、それに助勢するサポート要因 (support factors) が必要である。その意味において、原因チームを構成する各要素は、チームが結果に寄与するうえで必要であるが、それ自体で十分ではない、という意味である。

もう一つが “Unnecessary but Sufficient” の箇所。当該政策をその一部に含む原因チームは、結果に寄与しうる唯一のものではない。結果に寄与しうる原因チームは他にも数多くあるため (当該政策を含まなくてもよい)、その意味において、その原因チームは結果に対して必要条件ではない、という意味である。

つまり、もしRCTで期待通りの結果が得られたとしても、それは、当該政策の因果的役割が十分に発揮されるに必要なサポート要因が (陰ながら) 実は用意されており、その限定された条件下の「そこ」において結果が得られたということを意味するのである。それゆえに、カートライトとハーディは、期待通りに結果を得ようとするならば、まずは「そこ」でうまくいった条件 (因果的役割が十分に発揮されるに必要なサポート要因たち) を特定し、そして「ここ」で当該政策を実施する際には、必ずそれら条件を整えておく必要があること (これを水平的探求という)、あるいは、「そこ」と同様に「ここ」でも条件を整えたくともそれが無理な場合 (容易に人為的に変更可能な対象は限られている) は、逆に「ここ」の文脈に合うよう、政策に期待する因果的役割を適切に書き換える必要があること (これを垂直的探求という) を示した。

こうして、カートライトとハーディは、INUS条件なる考えを持ち込むことによって、「ここでうまく

いった」としても必ずしも「ここでうまくいく」とは限らないこと (失敗の理由)、あるいは「ここでうまくいった」ことから「ここでうまくいく」に飛躍する (エビデンスの活用成功) に必要な視点を、理論的に見事に説明する。

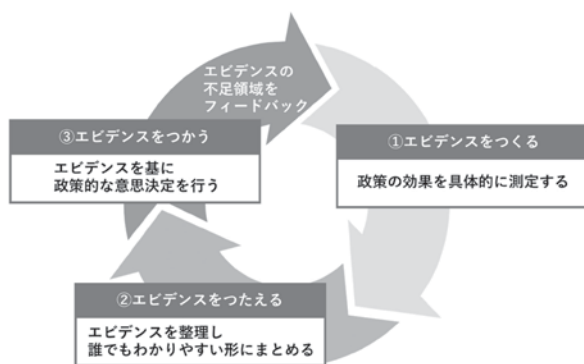
しかし彼らが為したことはそれだけではない。彼らが提示したことは、因果論的探究の中にすでに非因果論的要素が含まれているということ、さらには因果論的結論を導くにおいても、非因果論的要素に依存していることを暴いたのである。ここにおいて、「因果論／非因果論」「普遍的／特殊的」という階層秩序の二項対立はすでに成り立たない。内部 (優遇される価値：科学、因果、普遍) において、外部 (放逐されたはずの外部) への依存関係が暴かれたからである。だからこそ、冒頭に示した米国政府が出したガイドでは、「エビデンスに基づく介入があなたの学校またはクラスにおいて肯定的効果をもたらすかどうかは、細部にわたりその実施に対してあなたがきっちり忠実であることに決定的にかかっているだろう」と、エビデンス (因果論的) とその周辺要素 (非因果論的) の両方に忠実であることを約束させようとしたのである。

ここに至り、RCTはもはや「ここでうまくいく」ことまでも保証してくれる「最後の裁定者」ではない。それは、「ここでうまくいった」かどうかを確かめる方法の一つであって、「ここでうまくいく」ことを保証してくれるものではない。EBEの要求を支持する立場は、もはや以前の階層秩序の二項対立に依拠したままに、RCTの効力を信奉することは許されない。一連の二項対立から脱却し、新たな対話を始めなければならない。カートライトとハーディが為したことはまさに脱構築的読解であり、それは、新たな民主的対話を開く決定的な契機となるものである。

もちろん、カートライトとハーディの議論もまた対話に開かれている。そしてもちろん、その対話は多様であってよいが、しかしながらカートライトとハーディが為した脱構築的読解は、ピースタの主張するような教師の専門性を擁護する結論に直結させてはいけない。EBEの要求については、確かに正義の観点からその正しさに対して理論的に疑義が呈されるに至ったが、しかしそれが即座にEBEの要求の誤りを意味するわけではない。EBEは、少なくともその一つの要求の在り方においては、正しさを持たない。したがって、EBEはもしかすると社会の進化にとって必要ではないかもしれない。が、しかしEBEはもしか

すると意味を持つかもしれないという可能性にもまだ開かれている。ここで対話の可能性があるとすれば、ではいかなる EBE の要求ならば意味をもちうるかという問いが次に投げかけられよう。そして、すでに述べた通り、この問いに対しては、カートライトとハーディがすでにその一つの答えの可能性を示している。「ここでうまくいく」を保証してくれるような EBE の在り方に向けた探究である。この探究の筋道は、その先に成功を保証してくれるかどうかは分からないが、模索するに値することは確かと思われる。

おわりに



【出典】小林庸平 (2019)、107頁。

本稿では、米国に見られる（硬直的な、しかし中室らは肯定的に参照する）エビデンス政策（EBE の要求）について、正義の観点からその正しさに対して理論的に疑義を呈した。EBE の要求の根底には、科学的／非科学的（臨床的）、量的／質的、因果論的／非因果論的、普遍的／特殊的といった階層秩序の二項対立が伏在するのだが、カートライトとハーディの議論をして本稿が示したことは、これらの階層秩序の二項対立が実は決して完全には確立しえないこと、ゆえにそれに依拠する EBE の要求は正しさを持たないということ、である。

とはいえ、「エビデンスに基づく政策立案（EBPM）」はすでに着々と進行中である。こうした動きに呼応するには、「ここでうまくいく」を保証してくれるような EBE の在り方に向けた探究が喫緊の課題となる。しかし EBPM に関して人口に膾炙するモデルとは右図のようなものであろう。すなわち「つくる」「つたえる」「つかう」という単線的プロセスである。

カートライトとハーディが「ここ」でエビデンスを活用する際に必要と指摘する水平的探求と垂直的探求の議論からもわかるように、エビデンスの活用は決して

単線的なものではない。そこでは、「ここ」の固有な文脈と徹底的に向き合い（デリダのいうテキストの解釈）、必要あらば、政策に期待する因果的役割を書き換える（垂直的探求）必要がある。

エビデンスに基づく実践プログラムの実際について、桐村（2013）は Success for All を例に、それが実践の場で活用される際、エビデンスによって指示される通りに実施させるよりも、教師がそれぞれの専門的判断のもとにプログラムを改作し実施することを許容した方がより効果的であったことを示している。これはまさに垂直的探求の一例である。エビデンスを活用する際には、それに必要な種の能力や心性（エビデンスを正しく理解した上で「ここ」に合わせて適切にプログラムを改作できる力）が求められるのかもしれない、ということを示唆している。

「ここ」と徹底的に向き合い、他者への無限の責任／応答可能性を引き受け、正義の声に答えようとするならば、先に示したような単線的モデルは決して採用できない。「ここでうまくいく」を保証してくれるような EBE の在り方に向け、正義の声に答えようとするならば、ある種の能力や心性が求められるかもしれない。それが「エビデンス・リテラシー」と呼ぶべきものかはわからないが、EBPM が今後ますます進められていくだろう中においては、こうした課題（求められる能力や心性の同定、それを涵養するための教育の在り方など）についてさらに検討すべきであろう。

【引用・参考文献】

- 東浩紀『存在論的、郵便的—ジャック・デリダについて』新潮社、1998年。
- 有賀誠・伊藤恭彦・松井暁『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版、2007年。
- 今井康雄「教育にとってエビデンスとは何か—エビデンス批判をこえて」『教育学研究』第82巻第2号、2015年、188-201頁。
- 大澤真幸・佐々木敦・東浩紀「演劇の起源と幽霊の条件」東浩紀編『ゲンロン5 幽霊の身体』株式会社ゲンロン、2017年。
- スチュアート・カウフマン『自己組織化と進化の論理—宇宙を貫く複雑系の法則』筑摩書房、2008年。
- 堅田研一「脱構築と正義—訳者解説」ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、2011年。
- 神島裕子『ポスト・ロールズの正義論：ポグ・セン・ヌスバウム』ミネルヴァ書房、2015年。
- 川本隆史『現代倫理学の冒険—社会理論のネットワークへ』創文社、1995年。
- 桐村豪文「有効性のエビデンスに基づく教育ガバナンス：

- Success for All の取り組みにおけるメタ・ガバナンスの分析』『日本教育行政学会年報』39巻、2013年、97-114頁。
- 桐村豪文「活用のためのエビデンス論—『ここでうまくいった』から『ここでうまくいく』への飛躍—」『弘前大学教育学部紀要』121号、2019年、179-188頁。
- 小林庸平「エビデンスに基づく政策形成の考え方と本書のエッセンス」エステル・デュフロ、レイチェル・グレナスター、マイケル・クレマー『政策評価のための因果関係の見つけ方—ランダム化比較試験入門』日本評論社、2019年。
- マイケル・サンデル『リベラリズムと正義の限界』勁草書房、2009年。
- マイケル・サンデル『公共哲学 政治における道徳を考える』筑摩書房、2011年。
- アマルティア・セン『正義のアイデア』明石書店、2011年。
- 高橋哲哉『デリダ—脱構築』講談社、2003年。
- 瀧川裕英『国家の哲学—政治的責務から地球共和国へ』東京大学出版会、2017年。
- ジャック・デリダ『友愛のポリティックス I』みすず書房、2003年。
- ジャック・デリダ『友愛のポリティックス II』みすず書房、2003年。
- ジャック・デリダ『マルクスの亡霊たち—負債状況 = 国家、喪の作業、新しいインターナショナル』藤原書店、2007年。
- ジャック・デリダ『法の力』法政大学出版局、2011年。
- ジャック・デリダ「脱構築とプラグマティズムについての考察」シャンタル・ムフ編『脱構築とプラグマティズム—来たるべき民主主義』法政大学出版局、2013年。
- 中室牧子『「学力」の経済学』ディスカヴァー・トゥエンティワン、2015年。
- マーサ・C. ヌスバウム『正義のフロンティア 障害者・外国人・動物という境界を越えて』法政大学出版局、2012年。
- マーサ・C. ヌスバウム『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』岩波書店、2005年。
- ガート・ビースタ『よい教育とはなにか—倫理・政治・民主主義』白澤社、2016年。
- 藤垣裕子「科学政策論—科学と公共性」金森修・中島秀人編『科学論の現在』勁草書房、2002年。
- 藤垣裕子『専門知と公共性—科学技術社会論の構築へ向けて』東京大学出版会、2003年。
- シャンタル・ムフ『政治的なものについて』明石書店、2008年。
- シャンタル・ムフ『民主主義の逆説』以文社、2006年。
- ジョン・ロールズ『正義論』紀伊國屋書店、2010年。
- George W. Bohrnstedt, Brian M. Stecher, eds., What We Have Learned About K-3 Class Size Reduction in California, California Department of Education, 2002.
- Nancy Cartwright, Jeremy Hardie, Evidence-Based Policy: A Practical Guide to Doing It Better, Oxford University Press, 2012.
- Coalition for Evidence-Based Policy, Identifying and Implementing Educational Practices Supported By Rigorous Evidence: A User Friendly Guide, Washington, DC: National Center for Education Evaluation and Regional Assistance, Institute of Education Sciences, U.S. Department of Education, 2003.
- Howe, K.R., Closing Methodological Divides: Toward Democratic Educational Research, Springer; 2003
- J. L. Mackie, "Causes and Conditions", American Philosophical Quarterly, Vol. 2, No. 4, 1965.
- Joseph Maxwell, "Causal Explanation, Qualitative Research, and Scientific Inquiry in Education", Educational Researcher, Vol.33, No.2, 2004.
- Joseph Maxwell, "Using qualitative methods for causal explanation", Field Methods, 16 (3), 2004.

(2020. 1.15 受理)